

秩父市農業委員会 平成30年 第7回 定例総会 議事録

1 会 期 平成30年7月23日(月) 午後2時00分から
同 日 午後3時40分まで

2 議 場 秩父市歴史文化伝承館 5階 第1会議室 [秩父市熊木町]

3 出席した委員(13人)

会 長	12番	条 東 男
会長職務代理者	2番	横 田 友
会長職務代理者	3番	高 橋 信 之
委 員	1番	新 井 初 男
委 員	4番	高 野 忠 財
委 員	5番	富 田 和 雄
委 員	6番	石 橋 総一郎
委 員	7番	新 田 恭 一
委 員	8番	豊 田 恵 男
委 員	9番	加 藤 勝 市
委 員	10番	黒 澤 元 国
委 員	11番	豊 田 辰 夫
委 員	13番	彦久保 利 平

4 欠席した委員(なし)

5 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

議案第36号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて

	て	(1件)
議案第37号上程	農地法第3条の規定による許可申請について	(1件)
議案第38号上程	農地法第4条の規定による許可申請について	(2件)
議案第39号上程	農地法第5条の規定による許可申請について	(17件)
議案第40号上程	農用地利用集積計画の決定について	(2件)
議案第41号上程	農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について	(1件)
議案第42号上程	農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について	(1件)
議案第43号上程	農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について	(1件)
議案第44号上程	農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について	(1件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

6 出席した農地利用最適化推進委員 (11人)

第1区域	吉川 稔	浅見 健
第2区域	小林 弘	笠原 広久
第3区域	田口 俊夫	
第4区域	新井 一郎	大島 正一
第5区域	番場 誠二	齋藤 武志
第6区域	長谷川 満	千島 初夫

7 欠席した農地利用最適化推進委員 (3名)

第3区域	小久保 健司
第5区域	高岸 義雄 引間 勲

8 農業委員会事務局職員

事務局長	齋藤 隆夫	主 幹	帆刈 敏晃
参 与	高野 明生	主 事	岩田 直樹
主 幹	新井 幸男	主 幹	加藤 和彦

9 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

議長（衆会長） ただいまから、秩父市農業委員会平成30年第7回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議 事 日 程 の 報 告

議長（衆会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総 会 成 立 の 報 告

議長（衆会長） 本日は全員の委員が出席しておりますので、秩父市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会は成立しております。

日程第4 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名

議長（衆会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（衆会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

1番 新井 初男 委員 及び 2番 横田 友 委員のお二人にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の帆刈主幹及び岩田主事を指名いたします。

日程第5 諸 報 告

議長（衆会長） 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配布いたしましたので、ご了承願います。事務局長に説明をいたさせます。

斎藤事務局長 諸報告について説明いたします。

本日付け、報告文書をご覧ください。このたびは、「農地法第18条の規定による合意解約について4件を会長専決により処理いたしましたので報告いたします。

2番と4番は、平成29年11月総会において「農用地利用集積計画の決定

について」、1番と3番は平成29年12月総会において「農用地利用配分計画の意見について」、ご審議いただき、申し出のとおり決定していただいた経緯があります。

このたび、平成30年7月3日に、合意により解約する旨、当事者から会長宛通知を受領いたしました。

その内容を審査いたしましたところ、解約することについて合意が成立した日、30日以内に通知をしており、解約をした日から6月以内に土地を引き渡すことになっております。したがって、これらの合意による解約は、知事の許可を必要としないものとして成立していると判断し、会長専決により処理いたしましたので、ここに報告いたします。

議長（会長） 以上で、諸報告を終わりにいたします。

日程第6 審議議案の報告

議長（会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

斎藤事務局長 それでは、平成30年第7回総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第36号 「農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」
が1件、

議案第37号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 が1件、

議案第38号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 が2件、

議案第39号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 が17件、

議案第40号 「農用地利用集積計画の決定について」 が2件、

議案第41号～議案第44号までの「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」が、それぞれ1件

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

日程第7 議案審議

議案第36号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて

て (1件)

議長(衆会長) 議案第36号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

帆刈主幹 議案書の1ページをご覧ください。

議案第36号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて説明をいたします。議案書の1ページ及び2ページをご覧ください。

農地を耕作目的で売買、贈与、貸借等により、その権利を設定し、又は移転する場合、農地法第3条の許可条件を全て満たす必要がありますが、その一つに「申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること」という下限面積要件があります。

この下限面積要件は、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとしております。

なお、この下限面積が、地域の平均的な経営規模などからみて地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっており、1の農地法施行規則第17条第1項による区域を設定しております。

また、秩父市農業委員会としましては、この規定にかかわらず、平成30年1月22日に開催した全員協議会において出席した農業委員及び農地利用最適化推進委員の総意により、一定の条件を満たす場合は、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、区域を筆ごとに設定し、その面積を最小で1アールにまで引き下げる取扱いを適用することに決定されました。

このたび、本議案を上程いたしますのは、議案書2ページ、2の農地法施行規則第17条第2項による区域を設定するものでございます。

土地の所在につきましては案内図の1ページをご覧ください。

申出地は、山田字浅田(あさだ)・1筆・880平方メートルで、高篠中学校の南東約270メートル付近にあります。

農地所有者は高齢となり、農作業ができなくなったとのことで、将来的に遊休農地になってしまう恐れがあるため、意欲ある新規就農者への譲渡を希望し、申し出をされました

議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいて周知いたします。その後同地にて新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による許可を受けなければなりません。

現地を確認したところ、きれいに保全管理されておりました。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

7番（新田委員） 議案第36号に係る案件について意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。先日事務局と小久保委員とで現地を確認してきました。非常に良く管理されていきました。農地を守っていただけるならよろしいのではないのでしょうか。

3区（小久保推進委員） （欠席）

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

2番（横田委員） この場所は、棚田のように段々になっているところだと思いますが、道が無いようですが管理機とかどのように入っていくのでしょうか。

7番（新田委員） 水路と赤道があると思います。また、畑の隅に小屋があるんですが、そこに管理機等が入っているように見受けられました。

議長（糸会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、議案36号について採決をいたします。賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は可決することに決しました。

議案第37号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （1件）

議長（糸会長） 次に、議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 それでは、番号1についてご説明申し上げます。

本件は平成30年第6回総会においてご審議いただいた「議案 第31号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」で決定いただき、農地法施行規則第17条第2項規定に基づき設定された、品沢地内の1筆について譲り受けたい旨、申し出があり、譲渡人との協議が成立したため、この度申請に至ったものです。譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

譲受人は現在、農地は所有しておらず、新規就農者となります。この度、申請地北側にある住宅も申請地とともに購入し、現在居住している借家から農地の近くに寄り住んだうえで就農をしたいとして申請しています。譲受人には家庭菜園の経験はありますが、本格的に農業に携わったことはなく、地元の農業委員等に教えてもらいながら農業経営を図っていきたくとしています。計画では一般野菜、ジャガイモ、トウモロコシを作付し、譲受人夫妻2名で農作業に従事していくとのことです。現在は草刈機1台を所有するのみですが、近々、耕運機の購入を予定しています。

土地の所在につきましては、案内図の 2 ページをご覧ください。申請地は大田小中学校の南東約760m付近にあり、現在は保全管理状態となっています。

議長（条会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

6番（石橋委員） 議案第37号 番号1について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。譲渡人は施設へ入所、譲受人には会っていませんが問題ないと思いますので、皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

4区（大島推進委員） ただいま、事務局と6番委員が説明をしたとおりです。申請地は5畝歩位であり問題はないものと思います。慎重審議をよろしく申し上げます。

議長（条会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（条会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（条会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、議案24号について採決をいたします。議案37号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（条会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可することに決しました。

議案第38号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （2件）

議長（衆会長） 次に、議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

帆刈主幹 それでは、番号1についてご説明申し上げます。

申請者、申請地等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原字黒草(くろくさ)・畑・1筆・609平方メートルで、平成18年に相続により取得した土地です。

案内図の3ページをご覧ください。申請地は、原谷小学校の南約350メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由は、住宅店舗用地の拡張です。

申請地は、申請者の父親が所有していた昭和55年当時から、申請者の経営する理髪店の来客用駐車場、看板設置場所、自家用車庫用地等として使用してきました。今後も同様に使用したいことから、始末書添付の上申請されました。

申請地には来客用駐車場や自家用車庫、看板、飲料水の自動販売機等が設置されておりました。

斎藤事務局長 それでは番号2について説明いたします。

申請人、申請地は、議案書記載のとおりです。なお、平成28年に相続により取得した土地です。

案内図の4ページをご覧ください。申請地は、国道140号バイパス上蒔田交差点より小鹿野町方面へ約450メートル先にあります。

申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成30年7月2日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、本来、申請地は土地改良事業を施行した区域内にある農地ではありますが、集落に接続して住宅等を建設する場合に該当するとして、市の計画に基づく農用地から除外されておりますので、中山間地に存在する小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

次に、転用の目的ですが、住宅の拡張用地です。

申請者は、平成10年に父親の土地を借り隣接地へ住宅を建築しましたが、当時は土地改良事業中のため、また、換地前ということもあり申請地が農地として換地されるかどうか判らず駐車スペース及び住宅敷地として使用していました。このたび農地と分かり、始末書添付の上、転用することについて申請したものです。

現地を確認しましたところ、現住宅敷地と併せ352㎡で、住宅敷地及び自家用車の駐車場所として使用されておりました。

なお、申請地に隣接する農地は無く、尾田蒔土地改良区から転用することについて差し支えない旨の意見をいただいておりますので、周辺の営農条件に悪影響を与えることはないものと思われまます。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

3番（高橋委員） 議案第38号 番号1について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。申請人は理髪店を営んでおり昭和55年頃から現在のように使用してきたとのことですが、始末書も出ており致し方ないと現地を確認してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

11番（豊田委員） 番号2の案件について意見を申し上げます。概要は先程、事務局が説明をしたとおりです。申請地は土地改良区内ではありますが宅地として換地されるものと思っていたようです。止むを得ないと感じました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、議案38号について採決をいたします。議案38号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第39号上程 農地法第5条の規定による許可申請について（17件）

議長（糸会長） 次に、議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 番号1から番号3の案件について説明をいたします。

まず、番号1についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は上町二丁目 畑 1筆 214㎡で、平成29年に相続により取得されています。案内図の5ページをご覧ください。申請地は花の木小学校の東側約100m付近にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。転用目的は住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在、市内にアパートを借りて家族で生活しておりますが、手狭となっております、以前より住宅の建築を考えていました。そこでこの度、当申請地を買い受け、ここへ新たに自己用住宅を建築したいとして申請されました。なお、本申請地は譲渡人が平成30年2月頃より砂利を敷き、駐車場として使用していた経緯があり、そのことについて譲渡人より始末書が添付されています。

資金調達計画も整っており、隣接に農地也没有せん。

現地を確認しましたところ、砂利が敷いてありました。

続きまして、番号2についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は滝の上町 畑 1筆 344㎡で、平成29年に相続により取得されています。案内図の6ページをご覧ください。申請地は秩父第一中学校の西側約100m付近にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。転用目的は販売住宅用地です。

申請事由ですが、申請地は市内中心部に近接し、学校等も近いことから良好な住宅地になるとして、不動産の売買等をおこなう法人である譲受人が当申請地を買い受けたいとして申請されました。

計画では、造成し、販売住宅用地1区画分とすることになっています。

資金調達計画も整っており、隣接に農地也没有せん。

現地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

続きまして、番号3についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は品沢 字 境沢 畑 1筆 737㎡で、昭和48年に相続により取得されています。

案内図の7ページをご覧ください。申請地は県道吉田久長秩父線、蒔田から太田へ抜ける峠の出口付近の十字路から南南西に約830m離れた場所にあり、

立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地と判断しました。転用目的は駐車場用地です。

申請事由ですが、譲受人は、現在、申請地の西側において大規模な太陽光発電事業を営んでおりますが、会社で所有している重機、車両等の置場が狭く、仕事をするうえで不便な状態にあります。そこでこの度、現在会社で所有している土地に隣接する当申請地を買い受け、駐車場用地として使用したいとして申請されました。

計画では、ユンボ5台、ショベルカー2台、散水車1台を駐車させ、交通安全と防犯対策のために周囲に柵を設ける予定になっています。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成30年7月2日付けで、除外の決定を受けています。

資金調達計画も整っており、隣接は譲渡人所有の農地のみであるため、周辺の営農状況への被害もないものと考えられます。

現地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

高野参与 番号4から番号6について、ご説明申し上げます。

はじめに、番号4、番号5につきましては、一括してご説明申し上げます。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の8ページをご覧ください。番号4の申請地につきましては、上影森字 下原 畑 1筆 952㎡、番号5につきましては、同じく 畑 1筆 101㎡で、秩父市スポーツ健康センター西、300m付近に位置し、番号4につきましては、昭和58年、平成5年にそれぞれ相続により取得した共有土地、番号5につきましては、平成17年に相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。両案件とも転用目的は、宅地分譲用地です。

申請事由ですが、申請地は用途地域内にあり、宅地化が進んでいる地域で、市街にも近く、住宅地として利便性が良いため、譲受人が買受、宅地分譲用地として販売し、地域への貢献及び業務の発展を図りたいと申請したものです。

事業計画、資金計画等も整っておりますので、問題はないと思われれます。

また、隣接農地の承諾書も添付されておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

現地を確認しましたところ、何れの申請地も管理された農地でした。

次に、番号6ですが、譲受人・譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案

書記載のとおりです。

案内図の、9 ページをご覧ください。申請地は、下影森 字 藪 畑 2 筆 200 m²で、秩父市スポーツ健康センター東南、480m付近に位置し、平成 20 年に、持分 1/2 を遺贈、同年共有者の持分放棄により、全部を取得した土地です。立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第 3 種農地と判断いたしました。

転用目的は、住宅用地です。申請事由ですが、譲受人は、現在、近隣の母親が所有する実家にて生活をしておりますが、築 50 年と老朽化したため、リフォームを計画いたしました。建築基準法、費用面から新築にするとの結論に至り、実家にも近い申請地に住宅を建築し、老後生活の安定を図りたいと申請されました。設計図、資金計画等も整っておりますので、計画上問題はないと思われま

す。また、隣接農地の承諾書も添付されておりますので、周辺への影響は無いと考えられます。

現地を確認しましたところ、保全管理されている農地でした。

帆刈主幹 番号 7 の案件について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、黒谷字中原(なかはら)・畑・3 筆・計 2,518 平方メートルで、平成 3 年に相続により取得した土地です。

案内図の 10 ページをご覧ください。申請地は、国道 140 号、美の山入口交差点の南約 550 メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第 2 種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、工場用地です。譲受人は、横瀬町に本店を置き、金属加工業を営んでいる法人です。現在稼働している横瀬町にある工場が老朽化し手狭であること、また、事業の拡大も図りたいとして工場の移転先を検討していたところ、現在の工場敷地より広く、また、国道 140 号にも近く交通の利便が良い本申請地を譲っていただけることになり、ここに工場を新築したいとしてこのたびの申請に至りました。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成 30 年 7 月 2 日付けで、除外の決定を受けています。申請地の現況は、きれいに保全管理がされておりました。

また、申請地の隣接農地所有者から、農地転用および工場建設に係る承諾書も添付されており、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われま

また、現在稼働している横瀬町の工場は土地建物とも賃借しており、本申請地に移転後は所有者に返却する予定とのことです。

斎藤事務局長 番号8の案件について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容は、議案書記載のとおりです。

案内図の11ページをご覧ください。申請地は、秩父橋の北側 約600メートル先にあります。

申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成30年7月2日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

次に、申請事由ですが、工場用地です。譲受人は、平成14年ごろから父親の土地を借り自宅の隣接地へ作業場を建築し自動車板金塗装業を始めましたが、このたび農地法の趣旨を知り現事業を同所にてぜひ継続したいとのことから始末書添付の上、転用することについて申請したものです。

現況を確認しましたところ、作業場及び駐車スペースとしてとして使用されておりました。

なお、申請地に隣接する農地は自用地のみで、周辺の営農条件に悪い影響を与えることはないものと思われま。

次に、番号9の案件について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容は、議案書記載のとおりです。

案内図の12ページをご覧ください。申請地は、JAちちぶ農産物直売所の南東 約200メートル先にあります。

申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成30年7月2日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

次に、申請事由ですが、住宅用地です。申請者は、現在両親と同居しておりますが子供もでき手狭となったため、このたび経済的理由から義母の所有する申請地へ住宅を建築したいとして、転用することについて申請したものです。

なお、資金調達を含めた事業計画も適正であり、隣接農地所有者からの承諾書も添付されており、周辺の営農条件に悪い影響を与えることはないものと思われ

ます。

現地を確認しましたところ、栗が植栽されており農地として使用されておりました。

新井主幹 番号10、11について一括して説明をいたします。

まず番号10ですが、借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、下吉田 字 新志（あたらし） 畑1筆 746平方メートルで、平成20年に相続で取得した土地です。

案内図13ページをご覧ください。申請地は道の駅龍勢会館から南西に約250メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

借受人は、平成8年に成立した法人で、太陽エネルギーを利用した機器の製造、販売ならびに研究を業務の一つとしております。

転用目的は太陽光発電施設用地です。申請事由ですが、貸渡人は自宅に隣接する農地で自家用の野菜などを栽培していますが、それ以外の農地には手が回らなく、また、今後農業を拡張する予定もなく農業後継者の確立も困難な状況です。そこで借受人がこの土地を借り受け、ここに太陽光発電施設を設置することで土地の有効利用を図りたいとして、申請されました。なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、平成30年7月2日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

事業計画では、太陽光パネル224枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。

資金調達計画も整っています。また、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについても承諾を得ております。また、隣接農地の所有者の承諾書も添付されていることから、周辺との問題も特に無いと思われれます。現況を確認しましたところ、不耕作地でした。

続いて番号11ですが、

借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。申請地は、下吉田 字 新志（あたらし） 畑1筆 677平方メートルのうち52平方メートル、平成20年に相続した土地です。

申請事由ですが、番号10で説明いたしました太陽光発電設備を建設するための資材等の搬入路として一時転用するものです。

太陽光発電設備を設置する農地の北側の一部は、主要地方道皆野・両神・荒川線吉田中央バイパスに接していますが、確認すると高さ約1.5mほどの擁壁により隔てられており車両の進入は不可能です。他に車道に接している場所はないことから、本申請により隣接する所有農地を搬入路とすることになりました。現況を確認したところ、不耕作地でした。

加藤主幹 番号12から番号17について説明をいたします。

番号12について説明します。

借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川上田野字田ノ端（タノハタ） 畑2筆 田1筆 938平方メートルで、平成13年に相続で取得した土地です。

案内図14のページをご覧ください。申請地は地図の右側部分になり、秩父鉄道浦山口駅から北西850メートル付近にあります。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

借受人は、平成元年に成立した法人で、再生可能エネルギー発電システムの設計、施工、販売並びに発電の売買事業に関する業務を目的の一つとしております。

申請事由ですが、目的は申請地を借り受けて、太陽光発電設備として転用するものです。貸渡人における体力的な事情などにより、申請地を耕作することが難しい状況にあるため、申請地を有効活用すべく検討した結果、太陽光発電施設を設置したいとして申請されました。

事業計画では、太陽光パネル224枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。

申請地の隣接農地所有者の承諾書も添付されており、周辺との問題も特に無いと思われまます。現況を確認しましたところ、保全管理されておりました。

番号13について説明をいたします。

借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川上田野字田ノ端（タノハタ） 畑2筆 1, 136平方メートルで、平成3年に売買で取得した土地です。

案内図14のページをご覧ください。申請地は、地図の左側になり、秩父鉄道浦山口駅から北西860メートル付近にあります。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

借受人は、平成8年に成立した法人で、太陽エネルギーを利用した機器の製造、販売、発電所の建設および販売ならびに発電事業およびその管理運営に関する業務を目的の一つとしております。

申請事由ですが、目的は申請地を借り受けて、太陽光発電設備として転用するものです。借受人は、太陽光発電施設を設置するのに適した場所を探していたところ、申請地が条件に適しているとして、申請地を借り受け、太陽光発電施設を建設して、土地を有効に活用することを計画し、申請されました。

事業計画では、太陽光パネル288枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。

申請地の隣接農地所有者の承諾書も添付されており、周辺との問題も特に無いと思われま。現況を確認しましたところ、保全管理されておりました。

番号14について説明をいたします。

借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川上田野字森ノ西（モリノニシ）畑2筆 757平方メートルで、平成21年に相続で取得した土地です。

案内図15のページをご覧ください。申請地は花見の里から南西240メートル付近にあります。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

借受人は、平成元年に成立した法人で、再生可能エネルギー発電システムの設計、施工、販売並びに発電の売買事業に関する業務を目的の一つとしております。

申請事由ですが、目的は申請地を借り受けて、太陽光発電設備として転用するものです。借受人は、太陽光発電施設を設置するのに適した場所を探していたところ、申請地が条件に適しているとして、申請地を借り受け、太陽光発電施設を建設して、土地を有効に活用することを計画しました。

事業計画では、太陽光パネル208枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備に

ついて認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。

申請地の隣接農地所有者の承諾書も添付されており、周辺との問題も特に無いと思われま。現況を確認しましたところ、保全管理されておりました。

番号15について説明をいたします。

借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川日野字森ノ西（モリノニシ） 畑1筆 160平方メートルで、昭和39年に相続で取得した土地です。

案内図16のページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道浦山口駅から70メートル北西側付近にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、借受人と貸渡人は親子で、借受人は現在、毛呂山町に妻と子供2人の4人で住んでいます。貸渡人である父親が一人で暮らしていますが、今後の介護の事を考え、申請地を借り受け、自己住宅を建築したいとして申請したものです。なお、現在の住まいは住宅建築後、速やかに撤去処分するとのことです。

申請地の隣接農地所有者は貸渡人であり、周辺との問題も特に無いと思われま。現況を確認しましたところ、不耕作地でした。

番号16について説明をいたします。

借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川贅川字上平（ウエダイラ） 畑1筆 1,200平方メートルで、平成24年に相続で取得した土地です。

案内図17のページをご覧ください。申請地は地図の左側になり、秩父鉄道三峰口駅から北東950メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

借受人は、平成8年に成立した法人で、太陽エネルギーを利用した機器の製造、販売、発電所の建設および販売ならびに発電事業およびその管理運営に関する業務を目的の一つとしております。

申請事由ですが、目的は申請地を借り受けて、太陽光発電設備として転用するものです。

貸渡人における体力的な事情などにより、申請地を管理することが難しい状況にあるため、申請地を有効活用すべく検討した結果、太陽光発電施設を設置したいとして申請されました。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、平成30年7月2日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

事業計画では、太陽光パネル360枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。

申請地の隣接農地所有者の承諾書も添付されており、周辺との問題も特に無いと思われま。現況を確認しましたところ、保全管理されておりました。

番号17について説明をいたします。

借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川贄川字上平（ウエダイラ）畑1筆 1，200平方メートルで、平成24年に相続で取得した土地です。案内図17のページをご覧ください。申請地は秩父鉄道三峰口駅から北東800メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

借受人は、平成8年に成立した法人で、太陽エネルギーを利用した機器の製造、販売、発電所の建設および販売ならびに発電事業およびその管理運営に関する業務を目的の一つとしております。

申請事由ですが、目的は申請地を借り受けて、太陽光発電設備として転用するものです。

貸渡人における体力的な事情などにより、申請地を管理することが難しい状況にあるため、申請地を有効活用すべく検討した結果、太陽光発電施設を設置したいとして申請されました。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、平成30年7月2日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

事業計画では、太陽光パネル360枚とその他の必要な機器等を設置すること

になっております。

資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。

申請地の隣接農地所有者の承諾書も添付されており、周辺との問題も特に無いと思われまます。現況を確認しましたところ、保全管理されておりました。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

4番（高野委員） 番号1の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。事務局と申請地を確認してまいりました。既に砂利も敷いてありきれいになっておりました。次に番号2ですが、こちらも周辺は住宅地でありいずれも第3種農地であり、許可を相当とすることによろしいものであると考えます。

6番（石橋委員） 番号3の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。私も申請地を確認してまいりましたが奥で太陽光発電の開発をしており社長と従業員にも面会し対応もしっかりしていました。事業用の駐車場にしたいということでした。致しかたないものであると考えます。皆さんの判断をお願いします。

2番（横田委員） 番号4と5は関連していますので一緒に意見を申し上げます。案内図を見てもらえば判るように近隣は住宅化が進んでおります。番号6についても家を建てて住みたいということであり、どちらも開発が進んだ地区なので致し方ないと思います。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

3番（高橋委員） 番号7の案件について意見を申し上げます。譲受人は横瀬で事業を行っていますが、このたび事業を拡大したいということで申請地は良く管理されていますが、隣接地の承諾もあり許可を相当とすることによろしいものであると考えます。

8番（豊田委員） 番号8について意見を申し上げます。申請人は親子で自動車工場の段々と業務を拡張し広がっていったものです。また、住宅を建て替えの際に進入路についても変わっていったものです。次に番号9については以前別のところで建築を考えていましたが隣接者の同意が得られずこちらなら大丈夫ということで隣接者の同意もあり、周りにも影響ないものと思います。よろしくお願いします。

13番（彦久保委員） 番号10と11の案件について関連して意見を申し上げます。

ます。私も申請地を確認してまいりました場所はいいところですが、道路より低い位置にあり進入路もなく農業をやるには大変だなと感じました。致しかたないものであると考えます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

9番（加藤委員） 番号12から14の案件について意見を申し上げます。いずれも太陽光発電施設の設置ですが、私も申請地を確認したところ保全管理状態でしたが、高齢になり草刈りもできなくなってきたのでこのままでは周りに迷惑を掛けてしまうと心配しておりました。申請時に事務局もなんとか農地として管理できないかお願いしたものの、いかんせんこれ以上管理できないということで止むを得ないと判断しました。次に番号15については一人暮らしの父親の介護で面倒を見るために実家の奥に家を建てたいということです。許可相当と判断いたしました。

1番（新井委員） 番号16と17について意見を申し上げます。両件とも農振除外された土地で分筆して太陽光施設を設置したいということで、隣接の承諾も得ており高齢で管理できないということなので、致し方ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、議案39号について採決をいたします。議案39号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議長（糸会長） 暫時休憩いたします。（15：10）

議長（糸会長） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（15：20）

議案第40号上程 農用地利用集積計画の決定について （5件）

議長（糸会長） 次に、議案第40号 農用地利用集積計画の決定について を議

題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 議案第40号 農用地利用集積計画の決定について説明をいたします。

それでは、番号1について説明をいたします。

本案につきましては、基盤強化法第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、いずれも平成30年7月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

それでは、計画の内容を申し上げます。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

貸付けに係る土地については議案書最終ページの別紙をご覧ください。太田、伊古田地内の畑39筆で、合計面積は59,733㎡です。

それぞれの土地の所在につきましては、案内図の最終ページをご覧ください。

利用権を設定する期間は、いずれの案件につきましても平成30年11月1日から10年間です。

なお、本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、借受けを希望する者を募集し、その結果により、農用地利用配分計画を決定することとなります。

帆刈主幹 番号2について説明をいたします。

本案件につきましても、基盤強化法第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、いずれも平成30年7月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

借受人、貸付人、貸付地等については、議案書記載のとおりです。

案内図の18ページをご覧ください。貸付地は、国道140号、和銅大橋前交差点付近にあり、黒谷字覗キ(のぞき)・字破風屋(はふや)・畑・9筆・計8,556平方メートルです。

それでは、計画の内容を申し上げます。本案件は、現在まで貸付人が個人経営としてイチゴ等を生産してる農地について、貸付人が代表取締役として設立した法人に貸し付けることを目的として申し出されたものです。

この法人は、秩父市黒谷に本店を置き、農作物の生産、加工、販売を主な目的として、平成29年8月1日に設立された法人です。

利用権設定期間は、平成30年8月1日から平成40年7月31日の10年間です。

この法人の代表者は営農歴が40年間あり、また後継者もおおり、今後も家族経営をおこない、ハウスでのイチゴの生産、販売を主に営農していく予定とのことです。

議長（条会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

5番（富田委員） 議案第40号に係る利用集積について意見を申し上げます

1番の案件ですが内容は事務局が説明したとおりです。今までは大田営農で大部分は大豆を作付けしていましたが、今後農地中間管理機構に貸付けることにより良く管理できるものと思います。よろしくお願いします。

第4区（新井推進委員） 1番について意見を申し上げます。5番委員と同様な意見です。意義ありません。よろしくお願いします。

3番（高橋委員） 議案第40号に係る利用集積について意見を申し上げます。

2番の案件ですが今まで個人で借りていましたが法人を設立しただけなので、何ら問題はないものと思います。よろしくお願いします。

第3区（田口推進委員） 2番について意見を申し上げます。3番委員と同様な意見です。今後も家族でやっていくということなので非常に良いことだと思います。よろしくお願いします。

議長（条会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（条会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（条会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、議案26号について採決をいたします。議案第40号については、市長からの申し出のとおり決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

議長（条会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申し出のとおり決定することに決しました。

議案第41号上程 **農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について** **（1件）**

議長（条会長） 次に、議案第41号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当

するか否かの判断についてを議題といたします。

斎藤事務局長 議案第41号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について説明いたします。

議案書別紙の1ページから16ページをご覧ください。

本案は、これから申し上げます土地が農地法に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。

このたびは、田59筆、畑549筆、その他6筆、合計 614筆 29万9782.20平方メートルの土地に対する判断をお願いいたします。

これらの土地につきましては、平成29年に行われました農地法 第30条の規定に基づく農地利用状況調査に基づき、さらには、航空写真を参照し、必要に応じて再度の現地調査を行い、その結果、再生利用が困難であると判断した農地のうち、法人が所有するもの、所有者又は耕作をする権利を有する者の所在が不明であるもの、埼玉県以外に居住するもの、非農地判断について申し出があったもの、さらには、これとは別に、固定資産課税台帳を基に現況地目が山林であるなど農地以外の地目となっているものを議案として上程したものです。

次に、農地であるか否かの判断につきましては、農林水産省が発出しております通知では、人力又は農業用機械では耕起、すなわち、土を掘り返したり反転させたりして耕すことや整地することができず、農地に戻すことが困難である場合、そして、周囲の状況からみて、周囲が山林であるなどのため、農地に戻すことができる見込みがあるとしても、継続して利用することができないと認められる場合は、農地に該当しないものとされております。

以上のことを踏まえ、農地に該当するか否かの判断をお願いいたします。

議長（衆会長） 事務局の説明が終わりました。

議長（衆会長） これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（衆会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（衆会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第41号 農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（衆会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第42号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について (1件)

議長(衆会長) 次に、議案第42号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。なお、この案件につきまして、秩父市農業委員会規則第10条に規定する議事参与に該当いたしますので、9番加藤勝市委員におかれましては、議場から退出願います。

(9番加藤勝市委員が退出する。)

事務局に議案の説明をいたさせます。

斎藤事務局長 議案第42号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について説明いたします。

議案書別紙の最後の17ページをご覧ください。

本案は、議案第41号と同様の内容でございます。これから申し上げます土地が農地法に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。

番号1 畑1筆、267平方メートルの土地に対する判断をお願いいたします。

議長(衆会長) 事務局の説明が終わりました。

議長(衆会長) これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

(間がある)

議長(衆会長) 質疑又は意見はありませんか。

(「質疑なし」と言う人あり)

議長(衆会長) 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第42号 農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(衆会長) 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

(9番加藤勝市委員が入場する。)

議案第43号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について (1件)

議長(衆会長) 次に、議案第43号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。なお、この案件につきまして

は、秩父市農業委員会規則第10条に規定する議事参与に該当いたしますので、11番豊田辰夫委員におかれましては、議場から退出願います。

(11番豊田辰夫委員が退出する。)

事務局に議案の説明をいたさせます。

齋藤事務局長 議案第43号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について説明いたします。

議案書別紙の最後の17ページをご覧ください。

本案は、議案第41号と同様の内容でございまして、これから申し上げます土地が農地法に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。

番号2 畑1筆、33平方メートルの土地に対する判断をお願いいたします。

議長(糸会長) 事務局の説明が終わりました。

議長(糸会長) これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

(間がある)

議長(糸会長) 質疑又は意見はありませんか。

(「質疑なし」と言う人あり)

議長(糸会長) 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第43号 農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(糸会長) 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

(11番豊田辰夫委員が入場する。)

議案第44号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について (1件)

議長(糸会長) 次に、議案第44号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。なお、この案件につきまして、秩父市農業委員会規則第10条に規定する議事参与に該当いたしますので、1番新井初男委員におかれましては、議場から退出願います。

(1番新井初男委員が退出する。)

事務局に議案の説明をいたさせます。

齋藤事務局長 議案第44号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について説明いたします。

議案書別紙の最後の17ページをご覧ください。

本案は、議案第41号と同様の内容でございます、これから申し上げます土地が農地法に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。

番号3と4 畑2筆、計1,386平方メートルの土地に対する判断をお願いいたします。

議長（衆会長） 事務局の説明が終わりました。

議長（衆会長） これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（衆会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（衆会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第44号 農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（衆会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

（1番新井初男委員が入場する。）

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

議長（衆会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会平成30年第7回定例総会を閉会いたします。